

災害被災木等の活用に向けて

令和元年8月21日

林野庁

災害被災木の利用推進

- 近年、災害等により、突発的に木材が大量発生するケースが見られる。
- これまで、災害被災木のうち低質材は処理費用をかけて廃棄物として処分することが多かったが、大量の燃料材を必要とする木質バイオマス発電所が、有価で購入することで、被災木利用が進むケースが増加。

災害被災木等

集積所で分別

マテリアル利用
(質のよいもの)

バイオマス利用
(低質なもの)



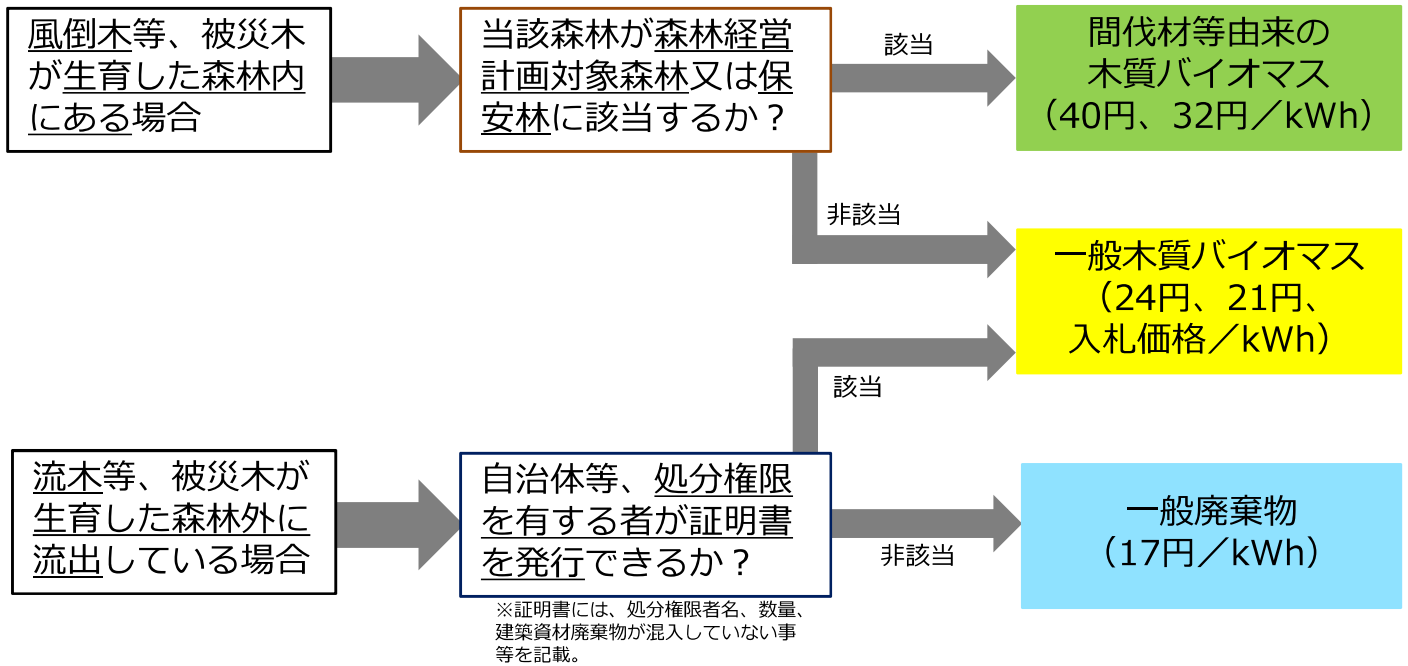
災害流木等の除去に当たり、搬出先の処理が追いつかないことが多い



市町村等が設置する集積所で、品質に応じて分別し、利用推進



災害被災木の固定価格買取制度（FIT）調達価格区分の考え方



※木質バイオマスのうち、由来の証明が確認されないものについては、建設資材廃棄物（13円/kWh）とみなす。

(参考)

FITバイオマス比率変更への対応 運用上の特例（激甚災害に伴う被害木等の受入れ）

資源エネルギー庁作成資料より

- 激甚災害に伴い処理を依頼したことを自治体が証明した木材等（以下「被害木等」という。）をバイオマス発電設備で受け入れる場合は、**当該被害木等に係る比率を今回の措置のカウントから除くことを可能とする。**
※カウントから除いた分も、区分に応じてFITの買取対象とする。
- ただし、一のバイオマス発電設備における一の災害に係る上記の取扱いは、当該災害に伴う被害木等を用いて当該バイオマス発電設備で発電を始めてから1年間に限る。

(1) 新たに特定契約を締結する石炭混焼（一般木材等30%：石炭70%）の場合

月	一般木材等 (24円) 30%	被害木等 20%	石炭 50%	● 一般木材等（被害木等を除く）30%：被害木等20%：石炭50%となった月は、計50%分を全てFITで買取。	
月	一般木材等 (24円) 30%	非FIT再エネ 5%	被害木等 20%	石炭 45%	● 一般木材等（被害木等を除く）35%：被害木等20%：石炭45%となった月は、30%+20%=50%分はFITで、5%分は非FITで買取。
年	一般木材等 (24円) 15%	被害木等 15%	石炭 70%	● 年間で一般木材等（被害木等を除く）15%：被害木等15%：石炭70%となった場合、一般木材等（被害木等を除く）は▲50%だが、被害木等を含めたバイオマス全体で見れば30%であるため、価格変更なし。	

(2) 既に特定契約を締結済みの石炭混焼（一般木材等30%：石炭70%）の場合

年	一般木材等 (24円) 30%	被害木等 20%	石炭 50%	● 年間で一般木材等（被害木等を除く）30%：被害木等20%：石炭50%となった場合は、価格変更なし。
年	一般木材等 (最新の価格) 35%	被害木等 20%	石炭 45%	● 年間で一般木材等（被害木等を除く）35%：被害木等20%：石炭45%となった場合は、①特定契約を巻き直し、「30%」を毎月のFIT買取上限として設定する（価格変更なし）、②バイオマス全体について最新の調達価格に変更、のいずれかを求める。
年	一般木材等 (最新の価格) 10%	被害木等 5%	石炭 85%	● 年間で一般木材等（被害木等を除く）10%：被害木等5%：石炭85%となった場合は、バイオマス全体で▲50%であるため、最新の調達価格に変更。

(3) バイオマス専焼（未利用材30%：一般木材等70%）の場合

年	未利用材 (32円) 10%	一般木材等 (24円) 60%	被害木等 30%	● 年間で未利用材10%（被害木等を除く）：一般木材等（被害木等を除く）60%：被害木等30%となった場合は、価格変更なし。
年	未利用材 (32円) 55%	一般木材等 (24円) 40%	被害木等 5%	● 年間で未利用材55%（被害木等を除く）：一般木材等（被害木等を除く）40%：被害木等5%となった場合は、未利用材は+25%（絶対値ベース）なので、最新の調達価格に変更。 ※実態上、調達価格は変わらず。

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 2 5 日

都道府県木質バイオマス関係担当課長 殿

林野庁林政部木材利用課長

「平成 30 年 激甚災害等により発生した被災木の受入可能施設状況調査」の
取りまとめ結果について（情報共有）

平素より、木質バイオマスの利用推進に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日付け 3 0 林政産第 1 1 - 2 号により依頼させていただいた標記調査
について、結果を取りまとめましたので、下記のとおり共有致します。

なお、「全国共有希望せず」等、制限付きの回答を頂いた施設については今回共有する一覧表
から除いております。また、都道府県庁内のみ共有可能又は地域を指定して共有可能との回答
を頂いた施設については、別途一覧表をお送りします。

記

（1）被災木を加工するために受入れが可能な者

4 2 道府県（千葉、東京、長野、大阪、香川は該当なし。）より、3 1 9 施設が被災木の受
入れに関する用意があり、かつ全国共有可能との回答。その加工形態の内訳は以下のとおり（詳
細は別紙 1 参照。）。

※一施設において複数種類の製品を加工する場合あり。

- ・チップ（切削／破碎、製紙用／燃料用ほか）：2 4 8 施設
- ・製材：4 2 施設
- ・おが粉：3 4 施設
- ・ペレット：1 0 施設
- ・ボード等：8 施設
- ・その他（原木、梱包材等）：9 施設

（2）チップ、おが粉などに加工された被災木を利用するために受入れが可能な者

3 3 道府県（栃木、千葉、東京、福井、山梨、長野、滋賀、岡山、香川、高知、福岡、佐賀、
長崎、沖縄は該当なし。）より、8 5 施設が被災木を利用したチップ等の受入れに関する用意

があり、かつ全国共有可能との回答。その業種の内訳は以下のとおり（詳細は別紙2参照。）。

- ・ 木質バイオマス発電事業（燃料利用）：33施設
- ・ 農畜産業（家畜敷料、おが粉等利用）：12施設
- ・ 木質チップ製造業（原料、燃料利用）：5施設
- ・ セメント製造業（燃料利用等）：5施設
- ・ 木質バイオマス熱供給事業（燃料利用）：4施設 ※発電事業と重複2施設。
- ・ 製紙、パルプ製造業（原料、燃料利用）：4施設
- ・ 製材、合板製造業（燃料利用）：4施設
- ・ 木質ペレット製造業（原料利用）：2施設
- ・ 木質ボード製造業（原料利用）：2施設
- ・ その他（化学製品製造業、リサイクル業、温浴施設等。燃料利用）：10施設

以上

担当：林野庁 木材利用課 木質バイオマス推進班 高木 nozomi_takaki500@maff.go.jp 長谷川 satoshi_hasegawa310@maff.go.jp TEL:03-6744-2297(直通)
